

都市農地貸借法の流れ

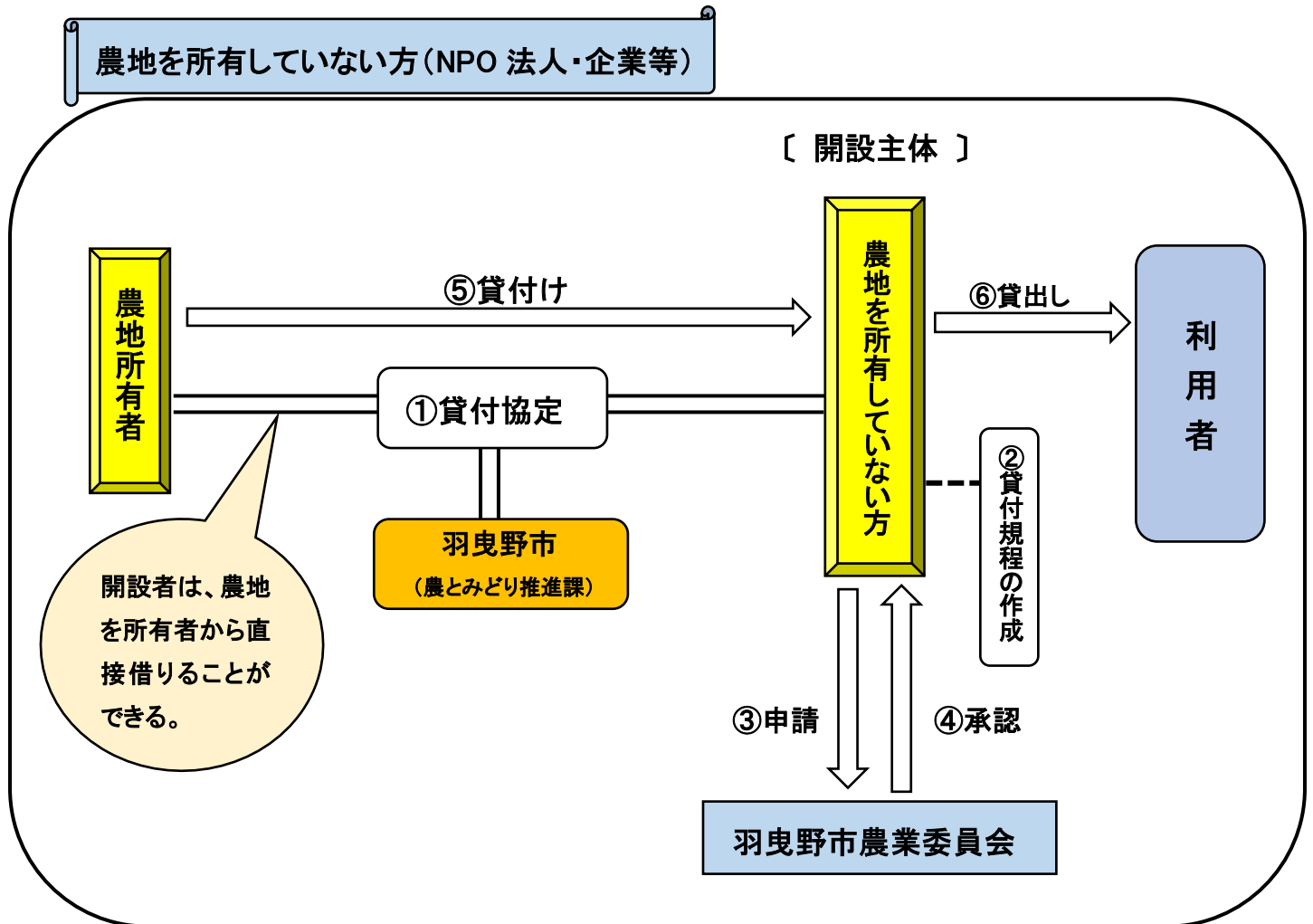
○対象は、生産緑地地区内の農地で開設する場合に限られます。

○基本的なしくみは特定農地貸付法と同様ですが、開設者は農地所有者から直接農地を借りることができます。

○生産緑地で市民農園を開設した場合は、引き続き納税猶予を継続できます。

※貸付協定に本来の記載項目のほかに、「開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨」等を記載する必要があります。

農地を所有していない方(NPO 法人・企業等)



農地の所有者している方の場合

所有農地で開設する場合は、特定農地貸付法の流れになります。